

2023（令和5）年7月13日

●高等学校

学校長 ● 殿

福岡県弁護士会

会長 大神昌憲

同人権擁護委員会

委員長 中原昌孝

要 望 書

このたび、●氏の人権救済申立にかかる案件について、当会の人権擁護委員会で調査・検討を重ねた結果に基づき、貴校に対し下記のとおり要望致します。

本要望をすることとした理由は、別紙「要望の理由」記載のとおりです。

要 望 の 趣 旨

貴校の教諭である、●氏は、2020（令和2年）年10月13日、生徒である●氏が、令和2年9月に行われた前期末試験において不正行為をしたことを、クラスメイトに公表しました。これにより、●氏は、多大なる羞恥心を感じるようになり、またクラスメイトから「11欠」（不正行為により、定期試験の全ての科目の素点が0点になったという意味）と呼ばれるようになりました。そして、●氏は、次第にクラスメイトから距離を置かれるようになり、その結果不登校となり、同年末を持って他校へ転校せざるを得なくなりました。●教諭の行為は、●氏のプライバシー権を侵害するものといえ、結果的に、一生徒の将来は大きく変わらざるを得なくなりました。

よって、貴校において、今後二度とこのような事態が繰り返されないよう、テストで不正行為があったという事実の公表を超えて、不正行為をした生徒の名前を公表し

たり、生徒の名前の公表と同一の効果が生じうるような方法での反省個別指導をしたりするなど、テストで特定の生徒が不正行為をしたことが明らかになるような対応を取らないようにして頂き、生徒の心情に配慮した指導を行って頂きますよう要望致します。

(別紙)

要 望 の 理 由

第1 当事者

- 1 申立人：●
- 2 被侵犯者：●（申立人の子）
- 3 相手方：●高等学校

第2 申立の概要

被侵犯者は、令和2年4月に相手方に入学したところ、同年9月の前期末試験で採点後の答案を書き直す不正行為(以下、「本件不正行為」という)をしたことで、約1週間にわたり別室での反省及び自主学習処分を受けることとなった。

被侵犯者が処分期間を経て教室に戻ると、担任である●教諭は、被侵犯者の座席をクラス内で成績下位者の指定席として認識されている教壇前の席に指定し、その結果、被侵犯者が成績下位であったこと(本件不正行為を行ったこと)がクラス中に知れ渡ることとなった。

このような●教諭の態度により、クラス内に被侵犯者に嫌がらせをしやすい雰囲気醸成され、被侵犯者は、同級生から「11欠」（定期試験の全ての科目の素点が0点になったという意味）などという言葉が吐かれたり、距離を置かれたりするようになり、その結果不登校となり、同年末をもって他校へ転校せざるを得なくなった。

第3 調査の経過

- | | | |
|---|-----------------|---------------|
| 1 | 2022（令和4）年1月12日 | 申立につき受理 |
| 2 | 同年2月10日 | 本調査開始 |
| 3 | 同年4月26日 | 被侵犯者より聞き取り |
| 4 | 同年5月17日 | 相手方へ調査協力依頼書発送 |
| 5 | 同年5月30日 | 相手方より回答書受領 |

6	同年10月24日	相手方へ調査協力依頼書発送
7	2023（令和5）年1月10日	相手方より回答書受領
8	同年2月7日	相手方へ調査協力依頼書発送
9	同年2月20日	相手方より回答書受領

第4 認定事実

1 争いのない事実

申立人からの申立書、被侵犯者への聞き取り、相手方への照会に対する回答結果から、以下の事実については争いが無く事実認定できる。

- (1) 令和2年4月1日、被侵犯者は相手方へ入学し1年18組に編入された。
- (2) 同年7月14日から17日に実施された定期テスト後、被侵犯者のクラスである1年18組の担任教諭である●教諭は、授業中に眠るなど学習態度に問題がある生徒7名を前方2列に座席指定した。
- (3) 同年9月29日から10月2日に前期末試験（以下、「本件テスト」という）が実施された。
- (4) 被侵犯者は、本件テストにおいて、採点后返却された答案について、誤った解答を正解に書き直したうえで、教師に対して採点の誤りを指摘し加点の申し出を行うという本件不正行為をした。被侵犯者は、本件不正行為発覚後、約1週間にわたり、いずれも授業時間中において、教室外で反省個別指導を受けた。反省個別指導では、学年主任や担任等との対話がなされ被侵犯者が自身を振り返る時間を確保された他、毎新学期に実施している実力テストの受験や、人権教育啓発促進のための視聴覚教材の視聴がなされた。
 なお、●教諭は、被侵犯者の反省個別指導を開始する際、被侵犯者が本件テストで不正行為をしたことをクラスメイトに告げた。
- (5) 本件不正行為により、被侵犯者の本件テストにおける全科目の素点は0点とされた。
- (6) 本件テスト後、同クラスにおいて席替えが行われ、●教諭は、同クラスにおいて学習態度に問題がある生徒6名を前方2列に座席指定した。被侵犯者は、最

前列の教壇前に座席指定された。

(7) 被侵犯者が、反省個別指導が終わりクラスに戻りしばらく経つと、クラスメイトから「11欠」とよばれ、からかわれるようになり、次第にクラスメイトから無視されるようになった。

(8) 被侵犯者は、同年11月24日から相手方を欠席し、同年末をもって他校に転校した。

2 争いのある事実に関する事実認定

(1) 本件不正行為を理由に、被侵犯者の座席が最前列の教壇前に指定されたとの点について

被侵犯者は、本件不正行為をしたことにより、定期テストの全ての科目の点数が0点となり、成績下位者として座席を最前列の教壇前に指定され、その結果クラスメイトに本件不正行為を行ったことが晒されることになったと述べているが、かかる事実が認定できるか。

この点、相手方は、●教諭が、本件不正行為を理由として教室前方に座席を指定していたことは否定する一方で、日頃の学習態度に問題がある生徒について、教室前方に座席を指定していたことは認めている。

そして、被侵犯者自身も、自ら授業中に度々寝ていたことを認めており、日頃の学習態度には問題がないとはいえない。

とすると、●教諭が、本件不正行為を理由としてではなく、被侵犯者の日頃の学習態度を理由に、被侵犯者を最前列の教壇前に座席を指定した可能性は捨てきれず、他に、●教諭が、本件不正行為を理由として被侵犯者を最前列の教壇前に座席を指定したことを示す証拠はない。

したがって、●教諭が、本件不正行為を理由に被侵犯者の座席を最前列の教壇前に指定したとまでは事実認定できない。

ただし、●教諭は、本件テスト後、しかも教室外での反省個別指導期間後に、全科目において素点が0点になった被侵犯者を、単に前方の座席に指定するに留まらず、あえて最前列の教壇前に座席を指定しており、本件不正行為を理由に座席を最前列の教壇前に指定した強い疑いは残る。

そして、●教諭は、被侵犯者が、定期テストで本件不正行為をしたことをクラスメイトの前で公言し、その上で、被侵犯者を最前列の教壇前に指定しているのであるから、被侵犯者が晒し者にされたと感じたとしても当然であって、仮に本件不正行為を理由にしない座席指定であったとしても、非常に不適切な対応であったと言わざるを得ない。

第5 判断

1 プライバシー権の侵害について

(1) 総論

本件においては、上記第4. 2 (2) のとおり、●教諭が被侵犯者について本件不正行為を理由として最前列の教壇前に座席を指定したという事実までは証拠上認められない。

しかし、第4. 1 (4) のとおり、●教諭が、別室で反省個別指導を行うことを説明するという理由で、被侵犯者の本件不正行為を公言したことにより、被侵犯者の本件不正行為がクラスメイトに知れ渡ってしまったことは認められるため、本件不正行為の公表が被侵犯者の人権を侵害したかについては別途検討を要する。

(2) 定期試験において不正行為したことを明らかにされない権利が保護されるか

この点、犯罪歴を明らかにされない権利がプライバシー権（憲法13条）に含まれることに鑑みれば（「ノンフィクション『逆転』事件」最判平成6年2月8日、民集48巻2号149頁）、他者から非難されうる行為を明らかにされたくないという一生徒の心情は保護に値すると考えられ、定期試験における不正行為を明らかとされない権利は、生徒のプライバシーに関するものといえ、憲法13条の人格権の一内容として保障されるものと考えられる。

この点、学校の定期試験で不正行為をしたという事実は、犯罪歴に比較すればプライバシーの保護の重要性としては低いと考えられるが、定期試験で不正行為をしたことが明らかにされれば、一生徒の学校生活に多大な影響を与える事になることが予想されるため、定期試験において不正行為をしたことを明ら

かにされない権利は十分に保護されるべきといえる。

(3) 本件不正行為が明らかにされたことが正当化されるか

それでは、本件不正行為が明らかにされたことが正当化されるか。当然学校側にも生徒への指導について裁量があるものと考えられることから、本件不正行為が明らかにされた理由等を考慮し、比較考量して検討する。

思うに、学校生活を行う上で、定期試験における不正行為が明らかにされた場合、不正行為を行った生徒は、他の生徒から負の評価を受けたり、他の生徒から非難を受けたりするに留まらず、いじめを受けるなど学校生活を支障なくおくることが困難となることが十分に予想される。とすれば、定期試験における不正行為を明らかにされない権利は、合理的な理由がなければ侵害されてはならないといえる。また、教師が生徒に対する指導を行うにあたっては、教育的見地から行うべきであり、過度に生徒の人権を制約しないような方法で行うよう配慮すべきといえる。

以上からすると、●教諭が他の生徒に被侵犯者の本件不正行為を明らかにしたことが正当化されるためには、ア. 不正行為を明らかにする目的の合理性、イ. 不正行為を明らかにされることで受ける羞恥心の程度・被る不利益の大きさ、ウ. より制限的でない他に選ぶ手段が存在するか等を比較考慮し、総合的に判断すべきである。

まず、ア. ●教諭が被侵犯者の本件不正行為を明らかにした理由について、相手方の説明では、被侵犯者が反省個別指導により別室で指導を受けることになったことの理由を説明するためであるとのことである。

しかし、被侵犯者が教室に登校しない理由をクラスメイトに積極的に明らかにせずとも、別室での指導は可能である。また、クラスメイトからの質問があったとしても、学校側が必ずしも回答をする必要性もない。

以上より、本件不正行為を明らかにした理由に合理性は認められない。

次に、イ. 学校内において、被侵犯者が本件不正行為をしたことをクラスメイトに明らかにされれば、被侵犯者が一生徒として多大な羞恥心を感じることは明らかであり、実際に被侵犯者は強い羞恥心を感じている。加えて、被

侵犯者は、別室指導後に、教室最前列の教壇前に座席が指定されており、座席の指定と本件不正行為の公表と相まって、被侵犯者が受けた羞恥心は多大なものであったと容易に想像できる。

また、被侵犯者は、本件不正行為をクラスメイトに明らかにされたことをきっかけに、クラスメイトから非難を受け、11欠などと呼ばれるようになり、最終的にはクラスメイトから無視をされ学校生活が困難となり、転校をしている。かかる不利益は、子どもの成長発達権(子どもの権利条約5条、6条、憲法26条1項)をも侵害する多大な不利益といえる。

以上のように、被侵犯者が感じた羞恥心、被った不利益は大きい。

そして、ウ.被侵犯者に対する別室での反省個別指導は、先述したように、他の生徒に被侵犯者が本件不正行為をしたことを明らかにせずに行うことが可能であるし、クラスメイトから質問があったとしても積極的に回答する必要もない。また、被侵犯者に対する指導は、放課後に行う、または反省文を提出させるなどすることにより、他の生徒に被侵犯者が本件不正行為をしたことを明らかにせず行うことは十分に可能である。よって、より制限的でない手段も存在する。

以上より、比較考量した結果、●教諭が、被侵犯者の本件不正行為を公言したことを正当化することはできず、被侵犯者の本件不正行為を公言したことは、被侵犯者のプライバシー権を侵害する行為である。

第6 本件で採られるべき措置の内容

よって、本件においては、人権侵害について、相手方に対し、なんらかの措置を採ることが相当であるが、①●教諭が、被侵犯者が本件不正行為をしたことを公表したことが、被侵犯者が退学したことのきっかけとなった可能性はあるが、決定的理由とまでは認定できないこと、②●教諭が、被侵犯者が本件不正行為をしたことの見せしめとする意図で被侵犯者の本件不正行為を公表したことまでは証拠上認定できないことを考慮し、相手方に対する措置としては、勧告ではなく、要望にとどめることが相当であるという結論に至った。

第7 結論

以上から、要望の趣旨記載のとおり、相手方に対し、要望することとした。

以 上